

病後児保育室 にじ

利用のご案内

見附市新町2丁目8番3号

(中央公民館分館1階)

TEL 0258-86-8601

FAX 0258-86-8607

ホームページ

<http://www.city.mitsuke.niigata.jp/8777.htm>

【病後児保育とは】

病気の回復期（病状が安定していて、回復に向かっている時期）で、医師から病後児保育が可能と診断されたお子さんを専用施設で一時保育する事業です。なお、お子さんの保育は事業担当保育士・看護師が行い、病状の変化に対応できるよう、医療機関と連携して行います。

【利用対象者】

保育園、認定こども園等、小学校に通っている方で、次のすべての条件を満たしている方が利用できます

- ① 0歳から小学校6年生まで
- ② 保護者が勤務等で、家庭で保育をできない状況である
- ③ 児童の住所が市内にある。市外であっても保護者の勤務先が市内、又は児童が市内の保育園等に通園していること
- ④ お子さんが病気や怪我をしていて回復期であり、受診した医師から病後児保育が可能であるとの証明（病後児保育症状連絡票）を受けている

【利用期間】

月曜日～金曜日

午前8時から午後6時まで

（祝日・年末年始は除く）

原則として連続した8日間まで

【負担金】

1日（4時間超） 2000円

半日（4時間未満） 1000円

※子育て応援カード・児童扶養手当証書・見附市ひとり親家庭等医療費受給者証のいずれかの提示で半額

※年齢・利用時間により料金は変わりますが、生活保護世帯は無料です

※時間外の延長利用はできません

【定員】 6名

【ご利用手続きの流れ】

1. 登録

- ・1年に1回、事前に「病後児保育登録申込書」(※)を病後児保育室へ提出してください。
(1回登録すると各年度の3月31日まで有効、毎年登録が必要です)

2. 受診

- ・医療機関を受診し、「病後児保育症状連絡票」(※)を記入してもらいます。
(先に病後児保育室に利用状況を確認されることをお勧めします。定員の都合でご利用できない場合があります)

3. 予約

- ・病後児保育室に電話予約してください。電話：0258-86-8601
(定員の都合でご利用できない場合もあります)

4. ご利用

- ・「病後児保育利用申込書」(※)と「病後児保育症状連絡票」を提出して、利用が開始されます。
- ・利用日の当日、「お子さんの様子・お知らせ票」(※)を記入していただき、家庭での具体的な症状を知らせていただきます。お帰りの際には保育室での様子を記入してお渡しします。

(※)の用紙は病後児保育室「にじ」または見附市ホームページ『病後児保育室「にじ」のご案内』にあります。

